

# 了鳥取県公報

平成17年11月29日(火) 号外第192号

每週火:金曜日発行

#### 次 目

規 則 鳥取県立県民文化会館管理規則の一部を改正する規則 (115) (文化政策課) .................2 鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則 (116) (公園自然課) ......8 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則を廃止する規則 (118) (公園自然課) ....................17

-----公布された規則のあらまし-----

鳥取県立県民文化会館管理規則の一部改正について

#### 1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)の一部が改正され、 平成18年4月1日から、県民文化会館に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで鳥取県立県民文化会館管理規則(以下「規則」という。)で規定されていた県民文化会館 の利用時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て 定めることとなった。
- (3) 県民文化会館を利用する際の禁止行為について、条例で規定されている行為に加えて規則で規定す る。

#### 2 規則の概要

- (1) 県民文化会館においては、指定管理者の承認を得た場合を除き、次の行為をしてはならない。
  - ア 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
  - イ 物品の販売を行うこと (物品の販売を伴う利用のために利用の許可を受けた場合を除く。)。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

#### 鳥取県都市公園規則の一部改正について

# 1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県都市公園条例(以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、布勢総 合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園(以下「指定管理者管理公園」という。)に指定管理者制度が導入 される。
- (2) これまで鳥取県都市公園規則(以下「規則」という。)で規定されていた指定管理者管理公園の有 料公園施設の利用時間、休園日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の 承認を得て定めることとなった。
- (3) (2)の事項に関する規則の規定を削るとともに、所要の規定の整備を行う。

# 2 規則の概要

(1) 指定管理者制度の導入に伴い、規則の次の規定を削る。

- ア 有料公園施設の利用時間及び休園日
- イ 有料公園施設等の利用の申込み、通知等
- ウ 利用料金の減免
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

二十一世紀の森の園内施設の休館日を見直すとともに、園内施設のうち林業技術工芸実習館について休館日における臨時開館の手続を定めることにより、施設運営の効率化及び利用者の利便の向上を図る。

- 2 規則の概要
  - (1) 森林学習展示館について、現在の休園日である月曜日を開館日とする。
  - (2) 林業技術工芸実習館の休館日について、現在の年末年始並びに日曜日及び休日に加え、新たに土曜日を追加する。
  - (3) 林業技術工芸実習館の臨時開館の手続を定める。
  - (4) (2)に伴う利用時間の改正その他所要の規定の整備を行う。
  - (5) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則の廃止について

- 1 規則の廃止理由
  - (1) 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)の一部が改正され、平成18年4月1日から、氷ノ山自然ふれあい館に指定管理者制度が導入される。
  - (2) これまで鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則(以下「規則」という。)で規定されていた氷ノ山自然ふれあい館の開館時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
  - (3) (2)のほか、指定管理者制度が導入される施設について規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。
- 2 規則の廃止期日

平成18年3月31日限りで廃止

規則

鳥取県立県民文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善博

# 鳥取県規則第115号

鳥取県立県民文化会館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立県民文化会館管理規則(平成5年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「移動条」という。) に対応する同表の改正後の欄 中条の表示に下線が引かれた条 (以下「移動後条」という。) が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条 とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動 後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条、別表及び様式の表示並びに削除条を除く。以下「改正部分」 という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部 分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
	_(利用時間) 第2条 県民文化会館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる
	(休館日) 第3条 県民文化会館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日 (その日が休日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日をいう。以下同じ。) に当たるときは、その直後の休日でない日) (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。
	3 知事は、臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を 県民文化会館に掲示しなければならない。 (利用の申込み) 第4条 条例第3条の規定による許可(以下「利用許可」という。) を受けよう
	とする者は、様式第1号による申込書を知事に提出しなければならない。  2 前項の申込書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (1) ホール、楽屋又は楽屋事務室 利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の1年前から7日前まで (2) 前号に掲げる施設以外の施設 利用日の6月前から前日まで
	_(利用許可の通知) 第5条 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第2号により通知するものとする。
	2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、県民文 化会館への入館を拒み、又は県民文化会館からの退去を命ずることができる。

#### (指示)

第9条 知事は、県民文化会館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

#### (利用許可の取消し)

第10条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用 許可を取り消すことができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条の命令又は指示に従わないとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 正当な理由がなく利用料金を納付しないとき。
- (6) その他県民文化会館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

#### (施設設備の滅失等の届出)

第2条 <u>県民文化会館の</u>利用者は、県民文化会館の施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を<u>指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>に届け出てその指示を受けなければならない。

#### (施設設備の滅失等の届出)

第11条 利用者は、県民文化会館の施設設備を滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならない。

#### (利用の終了の届出)

第12条 利用者は、県民文化会館の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

#### \_(利用料金の減免)

- 第13条 条例第5条の規定による利用料金の減免(以下「減免」という。) は、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。
- (1) ホール又は展示室を文化芸術に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「文化芸術団体」という。)が文化芸術の振興のために行う公演、展示等の活動(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。以下「公演活動等」という。)のために利用するとき 施設利用料の2分の1の額への減額
- (2) ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用するとき 施設利用 料の別表に定める額(文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のため に利用する場合にあっては、同表に定める額の2分の1の額)への減額
- (3) 財団法人鳥取県文化振興財団が利用するとき 施設利用料及び設備利用 料の免除
- (4) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことでの他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき施設利用料及び設備利用料の免除
- (5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき施設利用料(冷房又は暖房をしたときに加算すべき部分を除く。次号において同じ。)の免除又は知事が別に定める額への減額
- (6) 介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料の免除又は知事が別に定める額への減額
- 2 減免を受けようとする者は、様式第5号による申請書を知事に提出しなければならない。

#### (利用料金の還付)

- 第14条 利用者が既に収めた利用料金 (以下「既納利用料」という。) は、遺付 しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、当該各号に 定める額を還付することができる。
- (1) 利用者が、その責めに帰することができない理由により県民文化会館を 利用できなくなったとき 既納利用料の全額
- (2) 利用者が、利用日の7日前(ホール、楽屋又は楽屋事務室の利用にあっ では、1月前)までに、第7条の届出書を提出したとき 既納利用料の2分 の1の額
- (3) その他知事が特に必要があると認めたとき 知事が別に定める額

2 既納利用料の還付を受けようとする者は、様式第6号による申請書を知事に 提出しなければならない。

#### (雑則)

第15条  $_{2}$  この規則に定めるもののほか、県民文化会館の管理に関し必要な事項は、 知事が別に定める。

#### (行為の制限)

- 第3条 条例第8条第1項第4号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、 県民文化会館の管理上支障のないものとして指定管理者が認める場合は、この 限りでない。
- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと (物品の販売を伴う利用を目的として条例第7条 第1項の許可を受けた場合を除く。)。

#### 別表 (第13条関係)

区分		金	額	
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
大ホール	16,300円	32,600円	40,750円	81,500円
小ホール	2,850円	5,700円	7,120円	14,250円
展示室	1日につき	13,550円		

- 1 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」と は午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時 までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 2 この表において「利用料」とは、減額後の利用料をいう。
- 3 ホールを午前零時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間 に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知 事が別に定める。
- 4 ホールを正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利 用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の利用料の額は、午前又は 午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 5 展示室を利用する場合において利用期間が1日未満であるとき、又は利 用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。

#### 様式第1号 (第4条関係)

その1 ホール

鳥取県立県民文化会館ホール利用申込書

年 月 日

職氏名 様

> 郵便番号 住 所 申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

次のとおり鳥取県立県民文化会館を利用したいので、申し込みます。

× 07	_	J - J .	₩ HA	ᅲᅭᇧ		162	居で利用	13 0 /2 0 1	0, 0, -	F U (20)	~ · ·	
施	È	Σ T	名									
利	用	目	的									
							前				前	
利	用	期	間	年	月日	( )	午 時	分から	年 月 日	日()午	時 分	まで
							後				後	
				X	5	ì	準	備	開	場	整理	終了
							時分	時分	時	分	時	5
利	用	内	容	月	日(	)	-	~				
		月	日(	)	-	~						
				月	日(	)	-	~				
入場		の律	以以	有	・無		入場券	の種別				
入均	易料	の区	☑分		区分							
及	び	料	金		料金		円	円	円	円	円	F.
会均	場員	責 任	者	(住 (氏 (電		F) S) F)			•			•

			海ຸ 城东亚东区	文化会館展示室等	ᆉᄱᄓᅲ		年 月	
職	氏	名	様					
				郵便番号				
			ф: <i>)</i>	住 所 4 に タ				
			甲込	者 氏 名 (団体にあ:	っては、:	名称及71	《代表者の	DΗ
				電話番号	Cla	口小人	TOKE	<i>)</i> L(
次の	とおり	)鳥取	県立県民文化会	館を利用したい	ので、申	し込み	ます。	
施	設	名						
利	用目	的						
利	用期	間	年月日()	前 年 時分から	年月日		前時分割	で
4.3	713 70	, 100	,	後			後	
			区分	準 備	開	場	整理約	冬了
Til			月 日( )	時分 時分	時	分	時	
利	用内	一谷	月日()	~				
			月日()	~				
営利	引・非	営利	, ,	冷・暖房の	利用の	有無	+	ápr
の別	ij		営利・非営利	(会議室を利用す	る場合に	限る。)	有・	ж.
	坦丰 /	⊥≠	(住 所)					
云	場責	工石	(氏 名) (電話番号)					
備考	フ!	ノース	ペースを利用す	 る場合にあって	は、「利	用するカ	施設名」	欄(
試第	2号	(第5	条関係)			į	第	
	<u>2号</u> 住所	(第5	条関係)				第 年 月	
	住所氏名			様				
	住所氏名		条関係) っては、名称及	び代表者の氏名	()	í		
	住所氏名	なにあ		び代表者の氏名 職	氏	1	年 月	
	住所 氏名 (団(	なにあ	っては、名称及	び代表者の氏名職	氏 ONT (i	:通知)	名印	
	住所 氏名 (団体	なにあ	っては、名称及	び代表者の氏名職	氏 ONT (i	:通知)	名印	
)で通 施	住所 氏名 (団体 年 し	はにあります。	っては、名称及	び代表者の氏名職	氏 ONT (i	:通知)	名印	
で通施利	住氏 (は 年知 段 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	はにあり、日で、日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの	び代表者の氏名職	・ 氏	: 通知) 「は、次(	名 印のとおり	٤
施利	住所 任名 (団体) 年 し 設	はにあり、日で、日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの	び代表者の氏名 職 化会館の利用に あったこのこと	・ 氏	が 通知) 「は、次の ( ) 年	名 印のとおり	٤
で通施利利	住氏 (は 年知 段 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	はいます。日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの	び代表者の氏名職 と会館の利用に あったこのこと	・ 氏	が 通知) 「は、次の ( ) 年	名 印のとおり 前時分割	ا ځ
が通利利利フ	住氏 (年知) 田 用 用リーカー 田 コンション は 日 期 面 ス	To   A   D   T   T   T   T   T   T   T   T   T	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの	び代表者の氏名職 と会館の利用に あったこのこと	・ 氏	が 通知) 「は、次の ( ) 年	名 印のとおり 前時分割	٤
) で 通 利 利 利 ス て る た	住氏 (年知 ) 用 用 用リション 田	に 引き A 的 間 積 a る	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの	び代表者の氏名職 と会館の利用に あったこのこと	・ 氏	が 通知) 「は、次の ( ) 年	名 印 のとおり 前 時 分ま	٤
で施利利利フを活	住氏(ロ 年知 用 用 用リション 日 田 田 用リション 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	に	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの	び代表者の氏名職 と会館の利用に あったこのこと	・ 氏	が 通知) 「は、次の ( ) 年	名 印 のとおり 前 時 分ま	٤
で通利利利である。	住氏(1) 年知 田 用 用以至今日 日 設 臣 期 面之用限用	t	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの	び代表者の氏名職 と会館の利用に あったこのこと	・ 氏	が 通知) 「は、次の ( ) 年	名 印 のとおり 前 時 分ま	٤
で通利利利である。	住氏(ロ 年知 用 用 用リション 日 田 田 用リション 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	t	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの	び代表者の氏名職 と会館の利用に あったこのこと	・ 氏	が 通知) 「は、次の ( ) 年	名 印 のとおり 前 時 分ま	٤
で通ん利利利である。利利利の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	住氏( 年知 用 用 用川至合 用所名切 「」 設 匡 期 直入用限 用 の	に	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの	び代表者の氏名職 と会館の利用に あったこのこと	・ 氏	が 通知) 「は、次の ( ) 年	名 印 のとおり 前 時 分ま	٤
で通ん利利利である。利利利の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	住氏( 年知 用 用 用川至合 用所名切 「」 設 匡 期 直入用限 用 の	に	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの 年月日() 条関係)	び代表者の氏名職 と会館の利用に あったこのこと	(E) 氏 (E)	ま 通知) ( ) 年 :	年 月 名 印 か お お か か か か か か か か か か か か か か か か	<u>اح</u>
で施利利利である。	住氏( 年知 用 用 用川至合 用所名切 「」 設 匡 期 直入用限 用 の	に 目	っては、名称及 鳥取県立県民文( 付けで申込みの 年月日() 条関係)	び代表者の氏名職 と会館の利用に あったこのこと 前 年 時 分から 後	(E) 氏 (E)	ま 通知) ( ) 年 :	名 印 のとおり 前 時 分ま	と!
で施利利利のス場利利等	住氏(年知日用用川野合用3	に 目	っては、名称及 鳥取県立県民文化 付けで申込みの 年月日() 条関係) 鳥取県立県E	び代表者の氏名職 と会館の利用に あったこのこと 前 年 時 分から 後	(E) 氏 (E)	ま 通知) ( ) 年 :	年 月 名 印 か お お か か か か か か か か か か か か か か か か	<u>اح</u>
で施利利利のス場利利等	住氏(年知日用用川野合用3	に 目	っては、名称及 鳥取県立県民文化 付けで申込みの 年 月 日() 条関係) 鳥取県主県 様	び代表者の氏名職 と会館の利用に と あったこのこと あったこのこと 前 中 時 分から 発 化会 館 利用 写 所 生 後	(E) 氏 (E)	ま 通知) ( ) 年 :	年 月 名 印 か お お か か か か か か か か か か か か か か か か	<u>اح</u>
で施利利利では、利利の対象を	住氏(年知日用用川野合用3	に 目	っては、名称及 鳥取県立県民文化 付けで申込みの 年月日() 条関係) 鳥取県立県E	び代表者の氏名職 と会館の利用に と あったこのこと あったこのこと 前 中 時 分から 発 化会 館 利用 写 所 生 後	年月日	が ( ) 年 :	年 名 の 前 後 ㎡ 円 月	<u>ك</u> ا

鳥取県立県民文化会館の利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日	年 月	В	第	号		
及び番号	, ,,					
施設名						
利用目的						
		前			前	
利用期間	年 月 日()午	· 時分7 後	から 年 月	日()	午 時 分まで 後	
	変更事項		変更	計	変更後	_
		l .	交叉	31)	交叉板	_
変 更 内 容						_
						_
変 更 理 由						
	に係る利用の通知	12				_
冰门首規 友史	に除る利用の通知	i E				
様式第4号 (第7	条関係)					
	鳥取県立県民文	文化会館和	用辞退届			
職氏名	様				年 月	日
*## LC 12	128	郵便番	号	_		
		住	所			
	届出者		名			
		(団体) 電話番		、名称及	及び代表者のE	2
	ルクやの되므をむ		-	. to 12 E	( <del>-</del> -11) + <del></del>	
	化会館の利用を辞 	返9 500	で、次のと	めり油	17 正まり。	
通知の年月日 及 び 番 号	年 月	日	第	号		
施設名						_
利用目的						_
13 713 🖂 113		前			前	_
利用期間	年 月 日()午		から 年 月	日()		
		後			後	
辞退理由						
						_
添付書類 辞退	 に係る利用の通知	書				
添付書類 辞退 様式第 5 号 (第13	条関係)					
			月料金減免		年 日	
	条関係)		月料金減免		年 月	日
様式第5号 (第13	条関係) 鳥取県立県民文(				年 月	日
様式第5号 (第13	条関係) 鳥取県立県民文化 様	化会館利用 郵便番 住	号 所			日
様式第5号 (第13	条関係) 鳥取県立県民文(	化会館利用 郵便番 住 氏	号 所 名		•	
様式第5号 (第13	条関係) 鳥取県立県民文化 様	化会館利用 郵便番 住 氏	号 所 名 こあっては			
<u>樣式第5号</u> (第13 職 氏 名	条関係) 鳥取県立県民文化 様	化会館利用 郵便番 住 氏 (団話番	号 所 名 こあっては 号	、名称及	® 及び代表者のE	長名
<u>樣式第5号</u> (第13 職 氏 名	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者	化会館利用 郵便番 住 氏 (団話番	号 所 名 こあっては 号	、名称及	® 及び代表者のE	長名
<u>樣式第5号</u> (第13 職 氏 名 鳥取県立県民文	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者	化会館利用 郵便番 住 氏 (団話番	号 所 名 こあっては 号	、名称及	® 及び代表者のE	長名
様式第5号 (第13 職 氏 名 鳥取県立県民文 す。	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者	化会館利用 郵便番 住 氏 (団話番	号 所 名 こあっては 号	、名称及	® 及び代表者のE	長名
様式第5号 (第13 職 氏 名 鳥取県立県民文 す。 施 設 名	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者	化会館利用 郵便番 住 氏 (団話番	号 所 名 こあっては 号	、名称及	® 及び代表者のE	長名
様式第5号 (第13 職 氏 名 鳥取県立県民文 す。 施 設 名	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者	化会館利用 郵便番 住氏(団話番 での減免を 前 時分が	号 所 名 こあっては 号 受けたいの	、名称が	倒 受び代表者のE のとおり申請 前 午 時 分まで	長名
様式第5号     (第13       職 氏     名       鳥取県立     施 段 目 的       施 別 用 期 間     利 用 間	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金	化会館利用 郵便番 住氏 (団体番 での減免を	号 所 名 こあっては 号 受けたいの	、名称が	® 及び代表者のE のとおり申請 前	長名
様式第5号     (第13       職 氏 名       鳥取県立県       施 段 目 的       利 用 期 由       減 免	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金 年月日()年	と会館利用 郵住氏(電話をを での減免を 前時分が	号 所 名 こあっては 号 受けたいの から 年 月	、名称が、次ので、次日()	① ②び代表者のE のとおり申請 前 午 時 分まで 後	長名
様式第5号     (第13       職 氏 名       鳥取県立県       施 段 目 的       利 用 期 由       減 免	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金	と会館利用 郵住氏(電話をを での減免を 前時分が	号 所 名 こあっては 号 受けたいの から 年 月	、名称が、次ので、次日()	① ②び代表者のE のとおり申請 前 午 時 分まで 後	長名
様式第5号     (第13       職 氏 名       鳥取県立県       施 段 目 的       利 用 期 由       減 免	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金 年月日()年	と会館利用 郵住氏(電話をを での減免を 前時分が	号 所 名 こあっては 号 受けたいの から 年 月	、名称が、次ので、次日()	① ②び代表者のE のとおり申請 前 午 時 分まで 後	長名
様式第5号     (第13       職     氏       名     会       底     利       月     期       東     会       日     財       財     財       日     財       財     財       日     財       日     財       日     財       日     日	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金 年月日()年	と会館利用 郵住氏 (電話をを の減免を 前時分が 後	号 所名 こあっては 号 受けたいの から 年 月 略すること	、名称及で、次日()	(印) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	<b>長名</b>
様式第5号     (第13       職     氏       名     長       立     施       利     用       期     更       氏     日       前     所       日     日       (第14       株式第6号     (第14	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金 年月日()年 署する場合には、 条関係) 鳥取県立県民文化	と会館利用 郵住氏 (電話をを の減免を 前時分が 後	号 所名 こあっては 号 受けたいの から 年 月 略すること	、名称及で、次日()	(印) では、 のとおり申請 が (日)	長名
様式第5号     (第13       職     氏       名     会       底     利       月     期       東     会       日     財       財     財       日     財       財     財       日     財       日     財       日     財       日     日	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金 年月日()年 署する場合には、 条関係)	と会館利用 郵住氏 (電話をを の減免を 前時分が 後	号 所名 こと 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	、名称及で、次日()	(印) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	<b>長名</b>
様式第5号     (第13       職     氏       名     長       立     施       利     用       期     更       氏     日       前     所       日     日       (第14       株式第6号     (第14	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金 年月日()年 署する場合には、 条関係) 鳥取県立県民文化	と会館利用 郵住氏(電減免 前 時 押印を館利用 番の 前 後 押のを がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの	号 所名 こと 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	、名称及で、次日()	(印) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	<b>長名</b>
様式第5号     (第13       職     氏       名     長       立     施       利     用       期     更       氏     日       前     所       日     日       (第14       株式第6号     (第14	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金 年月日()年 署する場合には、 条関係) 鳥取県立県民文化	と かい と と かい と と と と と と と と を が ま と と を が ま と と を が ま と と と を が ま と と と を が ま と かい も と で ま かい も と で かい かい も で ま で かい も で ま で かい も で ま で ま で かい も で ま で ま で かい も で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で	号所名 こ号 受けたいの 年 る こ 遺析 日料 号所名	、名称及 日()	<ul><li>①</li><li>②び代表者のE</li><li>のとおり申請</li><li>前</li><li>中</li><li>時</li><li>分まで</li><li>後</li><li>る。</li><li>年</li><li>月</li><li>①</li></ul>	日
様式第5号     (第13       職     氏       名     長       立     施       利     用       期     更       氏     日       前     所       日     日       (第14       株式第6号     (第14	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金 年月日()年 署する場合には、 条関係) 鳥取県立県民文化	と かい と と かい と と と と と 会 館 単住 氏 (電 減 ぬ か が り か り か り か り か り か か り か り か り か り	号所名こ号 受けい 年 る 遺 ては はい 月 と 付け は は は は は は に が か は ま は ま で は は は は は は は は は は は は は は は	、名称及 日()	<ul><li>① ひ代表者のE のとおり申請</li><li>前 時 分まで</li><li>後 る。</li><li>年 月</li></ul>	日
様式第5号     (第13       職     氏       名     長       立     施       利     用       期     更       氏     日       前     所       日     日       (第14       株式第6号     (第14	条関係) 鳥取県立県民文化 様 申請者 化会館の利用料金 年月日()年 署する場合には、 条関係) 鳥取県立県民文化	と かく おい と かい と かい と かい かい と かい かい と かい かい と かい と かい と かい と かい と かい	号所名こ号 受けい 年 る 遺 ては はい 月 と 付け は は は は は は に が か は ま は ま で は は は は は は は は は は は は は は は	、名称及 日()	<ul><li>①</li><li>②び代表者のE</li><li>のとおり申請</li><li>前</li><li>中</li><li>時</li><li>分まで</li><li>後</li><li>る。</li><li>年</li><li>月</li><li>①</li></ul>	日

鳥取県立県民文化会館の利用料金の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

通知の年月日 及 び 番 号	年月	月日	第号	
施設名				
利用目的				
		前	前	
利用期間	年月日()	午 時 分から	年 月 日()午	時 分まで
		後	後	
利用料金	納付年月日	年 月	日 領収書番号	第 号
利用料金	既納付額			円
還付請求金額				円
申請理由				
備考				

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善博

#### 鳥取県規則第116号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県都市公園規則 (昭和54年鳥取県規則第60号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。) に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」 という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在 しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改正前
	(有料公園施設の利用時間) 第1条の2 条例別表第1に定める公園施設(以下「有料公園施設」という。)の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。 施設利用時間

鳥取県立布勢総	補助競技場 テニス場 (夜 間照明施設の ないテニスコ ートに限る。) 多目的広場	午前9時から午 後5時(4月1 日から9月30日 までの間にあっ ては、午後7時) まで
高級宗立市努総 合運動公園(以下「総合運動公 園」という。)	陸上競技場 野球場 球技場 テニス場 (夜 間照明施設の ないテニスコ ートを除く。)	午前9時から午 後9時まで
	鳥取県民体育	午前9時から午
	館	後10時まで
		午前9時から午
	テニスコート	後5時(4月1
	(夜間照明施	日から9月30日
	設のあるもの	までの間にあっ
	を除く。)	ては、午後7時)
		まで
	あやめ池スポー	
鳥取県立東郷湖	ツセンター	
羽合臨海公園	東郷湖カヌー	
(以下「臨海公	センター	
園」という。)	テニスコート	午前9時から午
	(夜間照明施	後10時まで
	設のあるもの	
	に限る。)	
	屋根のある多	
	目的広場	
	燕趙園	午前9時から午
	WANTE BEI	後5時まで

2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変 更するときは、あらかじめその旨を掲示するものと する。

# \_(有料公園施設の休園日)\_

第1条の3 有料公園施設の休園日は、次の表の左欄 に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定 めるとおりとする。

施	設		休	悥	日	
総合運動	か公園に	1月	1日か	ら同月	3 日まで	及

(行為の許可の申請)

- は、様式第1号による申請書を知事に提出しなけれ ばならない。
- 2 条例第7条第2項の許可を受けようとする者は、 2 条例第3条第2項の許可を受けようとする者は、 様式第2号による申請書を知事に提出しなければな らない。

# (行為許可証の交付等)

- 第3条 知事は、条例第7条第1項又は第2項の許可 第3条 知事は、条例第3条第1項又は第2項の許可 をしたときは、許可証を交付する。
- 2 条例第7条第1項又は第2項の許可を受けた者は、 2 条例第3条第1項又は第2項の許可を受けた者は、 当該許可に係る行為をするときは、前項の許可証を 携帯しなければならない。

設けられたもの	び12月29日から同月31日までの
(鳥取県民体育	日
館を除く。)	
鳥取県民体育館	1 1月1日から同月3日まで
臨海公園に設け	及び12月29日から同月31日ま
られたもの(燕	での日
趙園を除く。)	2 火曜日 (その日が休日 (国
	民の祝日に関する法律 (昭和
	23年法律第178号) に規定す
	る休日をいう。以下同じ。)
	に当たるときは、その直後の
	休日でない日)
燕趙園	1 1月1日及び12月29日から
	同月31日までの日
	2 毎月の第4火曜日 (その日
	が休日に当たるときは、その
	直後の休日でない日)

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の 規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に開 園することができる。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休 園し、又は休園日に開園する場合に準用する。

# (行為の許可の申請)

- 第2条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者 第2条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者 は、様式第1号による申請書を知事に提出しなけれ ばならない。
  - 様式第2号による申請書を知事に提出しなければな らない。

# (行為許可証の交付等)

- をしたときは、様式第3号による許可証を交付する。
- 当該許可に係る行為をするときは、前項の許可証を 携帯しなければならない。

# (有料公園施設の利用の申込み)

第3条の2 有料公園施設を利用しようとする者(総 合運動公園の球技場、補助競技場若しくは多目的広 場又は臨海公園の屋根のある多目的広場を一般利用 の方法で利用しようとする者及び次項に規定する者

- を除く。) は、様式第3号の2による申込書を知事 に提出しなければならない。
- 2 有料公園施設を利用しようとする者のうち総合運 動公園の陸上競技場のグラウンド、屋内練習場若し くはトレーニングルーム若しくは鳥取県民体育館の メインアリーナ、サブアリーナ若しくはトレーニン グルーム又は臨海公園のあやめ池スポーツセンター の体育室若しくはトレーニングルームを一般利用の 方法で利用しようとする者及び臨海公園の燕趙園を 利用しようとする者は、知事が別に定めるところに より利用の申込みをしなければならない。

# (有料公園施設の利用の通知等)

第3条の3 知事は、有料公園施設の利用の許可をし たときは、様式第3号の3により通知(総合運動公 園の陸上競技場のグラウンド、屋内練習場若しくは トレーニングルーム若しくは鳥取県民体育館のメイ ンアリーナ、サブアリーナ若しくはトレーニングルー ム若しくは臨海公園のあやめ池スポーツセンターの 体育室若しくはトレーニングルームの一般利用の許 可をしたとき、又は臨海公園の燕趙園の利用の許可 をしたときは、様式第3号の4による施設利用券を 交付) するものとする。ただし、知事が別に定める 場合は、この限りでない。

# (設備の利用の申込み等)

- 第3条の4 総合運動公園及び臨海公園の設備を利用 しようとする者は、知事が別に定めるところにより、 利用の申込みをしなければならない。
- 2 知事は、前項の設備の利用を許可したときは、様 式第3号の4による設備利用券を交付するものとす る。ただし、臨海公園のシャワー設備の利用の許可 については、この限りでない。

#### (公園施設の設置の許可等の申請書等)

掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める様式 によるものとする。

公園施設の設置の許可の申請書	様式第4号
公園施設の管理の許可の申請書	様式第5号
許可を受けた事項の変更の許可の申	様式第6号
請書	

2 略

# (公園施設の設置の許可等の申請書等)

第4条 法第5条第1項の申請書は、次の表の左欄に │ 第4条 法第5条第1項の申請書は、次の表の左欄に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める様式 によるものとする。

公園施設の設置の許可の申請書	様式第3号
公園施設の管理の許可の申請書	様式第4号
許可を受けた事項の変更の許可の申	様式第5号
請書	

(占用の許可の申請書等)

- るものとする。
- 2 法第6条第3項の申請書は、様式第7号によるも 2 法第6条第3項の申請書は、様式第8号によるも のとする。
- 3 略

(公園施設の設置の許可等の更新の許可の申請)

る申請書を知事に提出しなければならない。

#### (使用料の納付)

第7条 条例第14条第1項の使用料は、当該許可を受 │ 第7条 条例第8条第1項から第3項までの使用料は、 け、又は当該協議が成立した際に納付しなければな らない。ただし、知事が別に納期を定める場合は、 この限りでない。

#### (使用料の減免)

げる場合に行う。

#### (1) 略

(占用の許可の申請書等)

- 第5条 法第6条第2項の申請書は、様式第6号によ │第5条 法第6条第2項の申請書は、様式第7号によ るものとする。
  - のとする。
  - 3 略

(公園施設の設置の許可等の更新の許可の申請)

第6条 法第5条第1項又は法第6条第2項の許可の 第6条 法第5条第1項又は法第6条第2項の許可の 更新の許可を受けようとする者は、様式第8号によ 更新の許可を受けようとする者は、様式第9号によ る申請書を知事に提出しなければならない。

# (使用料の納付)

当該許可を受け、又は当該協議が成立した際に納付 しなければならない。ただし、知事が別に納期を定 める場合は、この限りでない。

#### (使用料の減免)

- 第8条 条例第14条第2項の使用料の減免は、次に掲│第8条 条例第8条第4項の使用料の減免は、次に掲 げる場合に行う。
  - (1) 略
  - (2) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に 規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学 校、同法第45条の2第1項の規定により指定され た技能教育のための施設若しくは児童福祉法 (昭 和22年法律第164号) 第39条第1項に規定する保 育所又は教育に関する活動を行う団体であって知 事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児 童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)が 参加する運動会、競技会等のスポーツ行事 (学年 (これに相当するものとして知事が別に定めるも のを含む。) 単位以上の規模で行うこと、入場料 又はこれに類するものを徴収しないことその他の 知事が別に定める要件に該当するものに限る。) のために有料公園施設を利用するとき。
  - (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳 の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交 付を受けた者その他知事が定める基準に該当する 心身に障害を有する者(以下「障害者」という。) 及びその介護者が有料公園施設を利用するとき (専用利用する場合にあっては、障害者の社会参

# (2) 略

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする 2 前項第1号、第2号又は第7号の規定により使用 者は、様式第9号による申請書を知事に提出しなけ ればならない。

#### (使用料の返還)

- きは、次の各号に掲げるときとする。
  - (1) 使用料を納付した者が、その責めに帰するこ とができない理由により都市公園を使用すること ができなかったとき。
  - (2) 使用料を納付した者が、当該許可に係る行為 の日の5日前までにその中止を申し出たとき、又 は条例第22条第2号の届出をしたとき。

#### (3) 略

2 使用料の返還を受けようとする者は、様式第10号 2 使用料の返還を受けようとする者は、様式第11号 による申請書を知事に提出しなければならない。

加を促進すると認められるときに限る。)。

- (4) 学生等が専用利用 (利用しようとする日 (当 該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以 下「利用日」という。) の6日前から利用日まで の間における申込みに係るものに限る。) をする とき。
- (5) 70歳以上の者が有料公園施設を利用するとき (専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の 社会参加を促進すると認められるときに限る。)。
- (6) 介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定 による要介護認定又は要支援認定を受けた者 (以 下「要介護者等」という。) 及びその介護者が利 用するとき (専用利用する場合にあっては、要介 護者等の社会参加を促進すると認められるときに 限る。)。

#### (7) 略

料の減免を受けようとする者は、様式第10号による 申請書を知事に提出しなければならない。

#### (使用料の返還)

- 第9条 条例第14条第3項ただし書の規則で定めると│第9条 条例第8条第5項ただし書の規則で定めると きは、次の各号に掲げるときとする。
  - (1) 使用料を納付した者は、その責めに帰するこ とができない理由により都市公園を使用すること ができなかったとき。
  - (2) 使用料を納付した者が、当該許可に係る行為 の日の5日前までにその中止を申し出たとき、又 は条例第10条第2号の届出をしたとき。

#### (3) 略

による申請書を知事に提出しなければならない。

# (利用料金の減免)

- 第9条の2 条例第8条第6項において準用する同条 第4項の規定により利用料金を減免することができ る場合は、次のとおりとする。この場合において、 免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法 人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受 けて定めるものとする。
  - (1) 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致の ための事業の参加者が臨海公園の燕趙園を利用す るとき。

(工作物等を保管した場合の公示の場所等)

則で定める場所は、当該都市公園の区域を管轄する 地方県土整備局又は総合事務所とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第11条 略

(工作物等を返還する場合の手続)

第12条 略

(工事の完了の届出書)

第13条 条例第22条の届出は、次の表の左欄に掲げる 第10条 条例第10条の届出は、次の表の左欄に掲げる 区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める届出書を提 出してしなければならない。

条例 <u>第22条第1号</u> の届出	様式第11号
条例 <u>第22条第2号</u> の届出	様式第12号
条例第22条第3号の届出	様式第13号
条例第22条第4号又は第5号の届出	樣式第14号

- (2) 障害者及びその介護者が臨海公園の燕趙園を 利用するとき。
- (3) 要介護者等及びその介護者が臨海公園の燕趙 園を利用するとき。
- (4) その他財団法人鳥取県観光事業団が特に必要 があると認めるとき。

(工作物等を保管した場合の公示の場所等)

第10条 条例第19条第1項第1号及び同条第2項の規│第9条の3 条例第9条の3第1項第1号及び同条第 2項の規則で定める場所は、当該都市公園の区域を 管轄する地方県土整備局又は総合事務所とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の4 略

(工作物等を返還する場合の手続)

第9条の5 略

(工事の完了の届出書)

区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める届出書を提 出してしなければならない。

条例 <u>第10条第1号</u> の届出	様式第12号
条例第10条第2号の届出	様式第13号
条例第10条第3号の届出	様式第14号
条例第10条第4号又は第5号の届出	様式第15号

#### (申請書等の提出部数等)

- 第11条 法、条例又はこの規則の規定により知事に提 出する申請書 (第3条の2第1項に規定する申込書 を除く。以下同じ。) 又は届出書の部数は、それぞ れ2部とする。
- 2 法、条例又はこの規則の規定により知事に提出す る申請書又は届出書は、当該都市公園の区域を管轄 する地方県土整備局長又は総合事務所の県土整備局 長を経由して提出しなければならない。
- 第2条 鳥取県都市公園規則の一部を次のように改正する。

様式第1号その1及びその2中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改める。

様式第2号中「第3条第2項」を「第7条第2項」に改める。

様式第3号から様式第3号の4までを削り、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号から様式第9号まで を1号ずつ繰り上げる。

様式第10号中「第8条第4項」を「第14条第2項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第11号中「第8条第5項ただし書」を「第14条第3項ただし書」に改め、同様式を様式第10号とする。 様式第12号中「第10条関係」を「第13条関係」に、「鳥取県都市公園条例第10条」を「鳥取県都市公園条例 第22条」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第13号中「第10条関係」を「第13条関係」に、「鳥取県都市公園条例第10条」を「鳥取県都市公園条例 第22条」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第14号中「第10条関係」を「第13条関係」に、「鳥取県都市公園条例第10条」を「鳥取県都市公園条例 第22条」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第15号中「第10条関係」を「第13条関係」に、「鳥取県都市公園条例第10条」を「鳥取県都市公園条例 第22条」に改め、同様式を様式第14号とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第117号

鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立二十一世紀の森管理規則(昭和60年鳥取県規則第9号)の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同 表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合に は、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条 項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。) に対応する 同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合 には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。 次の表の改正前の欄中太線で囲まれた表を削る。

改 正 後	改 正 前
(利用時間) 第2条 二十一世紀の森の利用時間は、午前9時から 午後4時30分までとする。	(利用時間) 第2条 二十一世紀の森の利用時間は、午前9時から 午後4時30分までとする。 <u>ただし、林業技術工芸実</u> 習館(以下「実習館」という。)の土曜日の利用時
2及び3 略	間は、午前9時から正午までとする。 2及び3 略
( <u>休園日等</u> ) 第3条 二十一世紀の森の休園日は、1月1日から同	(休園日) 第3条 二十一世紀の森の休園日は、1月1日から同

月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とす る。ただし、林業技術工芸実習館(以下「実習館」 という。) については、日曜日、土曜日及び国民の 祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定 する休日についても休館日とする。

月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とす る。ただし、次の表の左欄に掲げる施設については、 それぞれ当該右欄に定める日についても休園日とす

実習館	日曜日及び国民の祝日に関する法律
	(昭和23年法律第178号) に規定する休
	日
森林学習	月曜日 (その日が国民の祝日に関する
展示館	法律に規定する休日であるときは、そ
	の翌日)

- 2 知事は、第8条第2項の規定による利用申込書の 提出があった場合において、特に必要があると認め るときは、前項の規定にかかわらず、実習館を臨時 に開館することができる。
- 3 知事は、特に必要があると認めるときは、第1項 │ 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の 開園することができる。

4 略

(実習館の利用)

第8条 略

- 2 前項に規定する利用申込書は、実習館を休園日等 (第3条第1項に規定する休園日及び休館日をいう。 以下同じ。) に利用しようとする場合には、利用し ようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、 その初日) の前日 (その日が休園日等に当たるとき は、その日前においてその日に最も近い休園日等で ない日)までに提出するものとする。
- 3 略

4 略

(権限の委任)

第9条 この規則に規定する知事の権限に属する事務 は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第153条の 規定に基づき、別に定めるところにより、林業試験 場長に委任する。

(雑則)

第10条 略

の規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に│規定にかかわらず、臨時に休園し、又は休園日に開園 することができる。

3 略

(実習館の利用)

第8条 略

- 2 略
- 3 略

(雑則)

第9条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

# 鳥取県規則第118号

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則を廃止する規則

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則 (平成11年鳥取県規則第5号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

	18	平成17年11月29日	火曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第192号	
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
ı										- 1